

## ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月10日

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会理事長 田村 澄夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

自動販売機の設置及び管理業務委託

#### (2) 設置場所及び面積

グループ	物件 番号	財産名	所在地	設置箇所 設置台数	位置図	設置面積	高さ
A	1	とちぎ健康の森	宇都宮市 駒生町 3337番地 1	とちぎ生きがい づくりセンター 2階自販機コー ナー (1台)	②-1	0.84 m <sup>2</sup> +0.6 m <sup>2</sup> (W1.16m×D0.73m)	2 m 以内
	2	〃	〃	とちぎ生きがい づくりセンター 2階自販機コー ナー (1台)	②-2	0.62 m <sup>2</sup> +0.6 m <sup>2</sup> (W0.8m×D0.78m)	〃
B	3	〃	〃	とちぎ健康づく りセンター1階 ロビー (1台)	①-3	0.95 m <sup>2</sup> +0.7 m <sup>2</sup> (W1.16m×D0.82m)	〃
	4	〃	〃	とちぎ健康づく りセンター2階 トレーニング室 入口 (1台)	②-4	0.64 m <sup>2</sup> +0.5 m <sup>2</sup> (W0.99m×D0.65m)	〃
	5	〃	〃	クラブハウス (1台)	③-5	0.95 m <sup>2</sup> +0.7 m <sup>2</sup> (W1.16m×D0.82m)	〃
C	6	〃	〃	とちぎ健康づく りセンター1階 大会議室通路 (1台)	①-6	1.18 m <sup>2</sup> +0.54 m <sup>2</sup> (W1.16m×D1.02m)	〃
	7	〃	〃	プール側屋外 (1台)	①-7	0.84 m <sup>2</sup> +0.5 m <sup>2</sup> (W1.16m×D0.73m)	〃

(3) 委託期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日(更新なし)

(4) 履行場所 栃木県宇都宮市駒生町3337番地1

(5) 委託条件等 詳細は仕様書による

2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 法人にあつては栃木県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては栃木県内で事業を営んでいること。
- (2) 自販機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員ではないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 栃木県の県税を滞納していないこと。

3 入札の手続き等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337番地1

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会事業部健康の森管理課業務担当

電話 028-623-5858

(2) 入札参加申請期間

平成22年2月10日(水)から2月19日(金)までの日(土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)

(3) 入札及び改札の日時及び場所

平成22年3月1日(月) 午前10時から

とちぎ健康の森1階総合管理会議室

(4) その他

募集要項(入札説明書)は、平成22年2月10日(水)から平成22年2月19日(金)までの日(土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間は除く。)、(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加確認通知書を提示しない者がした入札
- ② 入札に参加する資格のない者がした入札

- ③ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）
- ④ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ⑤ 不正行為による入札
- ⑥ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑦ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑧ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑨ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

### (3) 落札者の決定方法

- ① とちぎ健康福祉協会が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない協会職員にくじを引かせるものとする。
- ③ その他詳細は募集要項(入札説明書)による。

### 5 委託料

落札金額とする。

### 6 電気料

受託者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した使用量に基づき、とちぎ健康福祉協会が定めた電気料取扱いの規定により計算した額とする。

### 7 売上手数料

徴収しない。

### 8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、受託者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する。その設置及び撤去費用は受託者が負担する。なお、設置にあたっては、とちぎ健康福祉協会の指示に従うものとする。

### 9 委託物件の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、返還届を提出し、原状に回復してとちぎ健康福祉協会の確認を受けなければならない。

### 10 自動販売機に伴う事故

とちぎ健康福祉協会の責に帰する事由による場合を除き、受託者がその責を負う。

### 11 商品等の盗難及び破損

- (1) とちぎ健康福祉協会の責に帰することが明らかな場合を除き、とちぎ健康福祉協会はその責を負わない。
- (2) 受託者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。